

危険運転致死罪適用を求める要請書

平成 21 年 6 月 1 日、横浜市都筑区の昭和大学横浜市北部病院の近くの交差点にて、信号無視した暴走する車により大惨事が発生し、3 人の看護師の尊い命が失われました。この件に対し、「危険運転致死罪」を適用し、裁判員裁判のもと公開された公平な裁判を行っていただくようお願いいたします。

この事故において、私たちは本当に愛する家族を失いました。歩道上で信号待ちをしていた、なんら落ち度の無い歩行者 3 名を瞬時に跳ね飛ばし、ほぼ全員を即死に追いやった大惨事にて、数々の事実を照らし合わせた結果、この事故は加害者側に大きな原因があると判断しました。

加害者 18 歳少年は、免許取得後 1 ヶ月にもかわらず
前方において赤信号に従い停止していた車両を追い越し赤信号交差点に進入していること
ボルボという頑丈な外車が大破するほどのスピードを出していること。
さらには、右足親指を 10 日前に骨折していたため左足で運転していた。
また禁止されているサンダル履きで運転していた。

これにより、歩道にて信号待ちをしていた3名の尊い命が失われ、1人は 15m以上跳ね飛ばされていること。

当初より危険運転の適用を前提に捜査等が行われてきましたが、一部の消極的判断により現在は自動車運転過失致死罪にて起訴されております。当局においては「危険運転致死罪が適用できない明確な事実があるものではない」との説明をうけております。しかしながら私たちは多くの法律関係の方たちの意見を聞き、この件が危険運転致死罪の適用が妥当であると信じるものであります。

危険運転行為での起訴でない為、現在、加害者は保釈され、普通の生活を何不自由なく送っております。事件関係者が危険運転だと信じて疑わなかった事案が、公正な裁判で判断される前に、一人もしくはごく一部の関係者の消極的な判断から、ただの一般の事故扱いとされては行けないと強く信じます。

危険運転致死傷 刑法第 208 条の 2

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は 15 年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は 1 年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の 人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更は無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

< 自動車運転過失致死罪 > 通常一般の交通事故扱いとなり、過失による事故。裁判員裁判ではありません。

< 危険運転致死罪 > 裁判員が参加する広く民意が反映される裁判となります。

また加害者は当時未成年であるにもかかわらず、タバコを所持する、初心者マークを表示していない、遺族への謝罪の姿勢がみられないなど、社会的ルールについても、基本ルールを無視した行動を取っていることも今回の要請の一因になっております。

発生当初の報道への公開がなされなかったため、加害者がサンダル履き、左足で運転していたことは広く周知されていません。私たちはこの点も明らかにし、また多くの法律家の方々、警察、交通事故に詳しいかたがた、その他多くの一般の方々のご意見を聞き、この件は危険運転致死罪が適用されるべきであると強く要請します。

平成 21 年 7 月 24 日 (署名用紙作成日)

佐藤恵・栗田道代 (被害者 岩山典子の家族)

可児佳子・可児直行 (被害者 加藤智子の家族)

生駒寅男 (被害者 生駒ひろみの家族)

弁護士 白石美奈子

弁護士 山下昌弥

署名欄は裏面です。

書ききれない場合は、お手数ですが本用紙を裏面のみコピーの上ご署名ください。FAX でもかまいません。また会社等の連絡先でも結構です。

